

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長  
警 察 本 部 長  
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係要領等の  
一部改正について（通知）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）が平成24年8月22日に公布され、消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行することとされています。

これにより、施行日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に、改正後の税率による消費税及び地方消費税（消費税と地方消費税とを合わせた税率は10%）が課されることとなることから、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託業務）の入札及び契約事務に関する下記の規程について改正しましたので、通知します。

記

1 改正する規程

- (1) 建設工事電子競争入札心得
- (2) 高知県建設工事電子競争入札の取扱いについて
- (3) 建設工事一般競争入札の公告例（共通事項）
- (4) 建設工事指名競争入札事務取扱要領
- (5) 建設工事競争入札心得
- (6) 建設工事随意契約の事務取扱要領
- (7) 建設工事競争入札事務の手引

2 施行日

この改正は、令和元年10月1日から施行します。